

議案第16号

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の制定について

北名古屋市統括参事の設置に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成25年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政経験豊富な職員を職域に残すことにより、ゆるぎない組織基盤を保ち、市政の円滑な運営を図るため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市長統括参事の設置に関する条例

(設置)

第1条 市政の円滑な運営を図るため、北名古屋市長に統括参事を置くことができる。

(職務)

第2条 統括参事の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の命を受けて、市政の重要事項について、総合調整を行う。
- (2) 市政運営の在り方、直面する課題について市長の諮問に応じ、政策秘書として市長の業務を補佐する。

(任命)

第3条 統括参事は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号及び第4号に規定する職を兼ねる特別職とし、市政に関し識見又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 統括参事の任期は、前条の規定による任命の日から1年を超えない範囲内において市長が定める。ただし、再任を妨げない。

(給与の種類)

第5条 統括参事の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料)

第6条 統括参事の給料月額は、490,000円とする。

(期末手当)

第7条 統括参事の期末手当の額は、北名古屋市長特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成18年北名古屋市長条例第46号。以下「給与条例」という。）第4条の規定の例による。

(給与の支給方法等)

第8条 給与の支給方法等については、一般職の職員の例による。

(重複給与の禁止)

第9条 統括参事が他の職員の職を兼ねる場合には、その兼ねる他の職員の職に対する給与は、支給しない。

(旅費)

第10条 統括参事が公務のために旅行したときは、その旅行について、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、給与条例第7条から第12条までの規定の例による。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、統括参事の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。